

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章 総則 (省略)	第 1 章 総則 (同左)
第 2 章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第 2 章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第 3 章 財産の評価 (省略)	第 3 章 財産の評価 (同左)
第 4 章 申告及び納付 (省略)	第 4 章 申告及び納付 (同左)
第 5 章 更正及び決定 (省略)	第 5 章 更正及び決定 (同左)
第 6 章 延納及び物納 (省略)	第 6 章 延納及び物納 (同左)
第 7 章 雑則 (省略)	第 7 章 雑則 (同左)
附則 (省略)	附則 (同左)
経過的取扱い (省略)	経過的取扱い (同左)

改正後	改正前
<p>第6章 延納及び物納 第42条((物納手続))関係</p> <p>(「物納財産ごと」の意義)</p> <p>42—5 法第42条第2項に規定する「物納財産ごと」とは、物納の許可をする物納財産の収納価額ごとに又は物納申請の却下をする財産の価額ごとにそれぞれ区分して、物納の許可をし、又は当該申請の却下をすることをいうのであるから留意する。</p> <p><u>ただし、他の不動産と併せて物納申請することにより、管理処分不適格財産に該当しないこととなる不動産については、当該他の不動産と併せて物納の許可をすることをいうのであるから留意する。</u></p>	<p>第6章 延納及び物納 第42条((物納手続))関係</p> <p>(「物納財産ごと」の意義)</p> <p>42—5 法第42条第2項に規定する「物納財産ごと」とは、物納の許可をする物納財産の収納価額ごとに又は物納申請の却下をする財産の価額ごとにそれぞれ区分して、物納の許可をし、又は当該申請の却下をすることをいうのであるから留意する。</p>